

して①規格法・公定法（国際規格、地域規格または国家規格として規定されている試験法）、②参照法・標準法（公的機関により妥当性が確認され、その結果が公表された試験法）、③参考法（専門家や専門機関により策定・評価された試験法）、④暫定法（妥当性が確認されていない試験法）——といった分類の仕方ができると考える。各分類で妥当性確認のレベルは異なる。①は、妥当性確認のレベルは無関係である。②は、国家の標準法として妥当性が確認された試験法である。国際的なプロトコルに従って、公的機関により、規格法（公定法）との同等性が確認された試験法である。③は、妥当性が確認されているかどうか明確でない、妥当性確認の内容や結果が明確でない、あるいは用途や範囲が限定された状況下で妥当性が確認された試験法である。④は、①～③以外の試験法であり、妥当性を確認する必要がある試験法である。自分たちの組織で用いる試験法を選定する際には、これらの試験法の中から「ニーズを満たす適切な試験法」という観点で選定することになる。例えば、法的規制への適合性を評価すること

が目的であれば、当該食品の規格法・公定法、または規制当局が認める参照法・標準法（あるいはその代替法）を選定することになる。あるいは、製品管理や工程管理などを目的とする場合であれば、規格法・公定法または参照法・標準法を優先的に選定することになる。しかし、食品事故が発生した際の原因究明などが目的の場合には、その目的に適した試験法を選定することになる」と説明した。

また、パート2「医薬品の微生物検査」では、Ms Barbara Gartenが「医薬品の微生物試験〜培地充てん試験〜」、技術コンサルタントの城野久美子氏（元・武田薬品工業㈱）が「局方微生物試験法の解説〜一六局にて改正された製薬用水を中心に〜」と題して、それぞれ講演を行った。

### 韓国における現地法人を設立

#### 小松電機産業

小松電機産業㈱（本社松江、小松昭夫社長）は、同社の一〇〇%出資により韓国における現地法人「KOMATSU KOREA CO.,LTD」

を設立する。

同社は一九九〇年に、韓国において現地パートナーと提携し、「門番」ブランドでのシートシャッターの販売を開始。現地での販売強化とユーザーサポートのために二〇一〇年五月にソウル支社を開設した。また、グローバル化に伴う世界展開のあり方として小松社長が二〇〇六年十二月、「ガレージファクトリー構想」を発表。「最終ユーザーに近い場所での生産、アフターサービスの充実、二〇〇平方メートル程度の用地」で世界多拠点生産について計画を進めてきた。このたび「門番」新型の開発進捗に伴い、韓国をガレージファクトリー構想の第一号と位置づけ、従来のソウル支社を現地本社とし、新たに工場を設け、韓国国内二拠点体制として、韓国国内の需要とFTA政策の進捗に伴う韓国からの輸出を視野に、現地法人を設立する。

これにより同社では「シートシャッター市場を構築したパイオニア」として、韓国国内ユーザーの施工・コンサルティングから運用管理まで、幅広いサービスの提供体制を一層強化していく。

### 第三十二回学術総会

#### 日本食品微生物学会

日本食品微生物学会は十月六日（木）七日（金）の二日間、タワーホール船堀（東京都江戸川区船堀四一―一）において第三十二回学術総会を開催する。学術総会会長は東京都健康安全研究センターの甲斐明美氏が務める。特別講演、教育講演などは以下が企画されている。

【特別講演】「食品衛生と危機管理」伊藤武（財東京顕微鏡院）

【教育講演】「標準試験法導入により食品の微生物検査はどのように変わるのか」五十君静信（国立医薬品食品衛生研究所）

【シンポジウム】「食品からの

ノロウイルス検出法の最前線」  
 ▼「食品のウイルス検査の現況と課題」野田衛（国立医薬品食品衛生研究所）  
 ▼「食品のノロウイルス検査の汎用化を目指したパンソルビン・トラップ法の開発」斎藤博之（秋田県健康環境センター）  
 ▼「細菌による前処理を用いた食品からのノロウイルス検出法」秋場哲哉（東京都健康安全研究セン